

利用可能な申請種別

利用可能な申請種別は以下のとおりです。

- ①在留資格認定証明書交付申請
- ②在留資格変更許可申請
- ③在留期間更新許可申請
- ④在留資格取得許可申請
- ⑤就労資格証明書交付申請
- ⑥再入国許可申請
- ⑦資格外活動許可申請

※②の申請は、現在「短期滞在」又は「特定活動（出国準備期間）」の在留資格を有する方は対象外です。

※⑥及び⑦の申請は、②～④と同時申請の場合に限られます。

※⑦の申請は、出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項第1号に該当する場合に限られます。

利用可能な在留資格（対象範囲）		オンラインシステムでの資料添付
公用	全ての方	×
教授	次のいずれかに該当すること	○
	1 大学、大学に準ずる機関又は高等専門学校と直接契約を締結する方 2 次のいずれかの機関と契約を締結し、かつ当該機関から大学等に派遣される方 （1）①日本の証券取引所に上場している企業、②保険業を営む相互会社、③日本又は外国の国・地方公共団体、④独立行政法人、⑤特殊法人・認可法人、⑥日本の国・地方公共団体認可の公益法人、⑦法人税法別表第1に掲げる公共法人、⑧イノベーション創出企業（高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業）、⑨一定の条件を満たす企業等（注） （2）前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある機関（以下（1）と併せて「上場企業等」という。）	
芸術	次のいずれかの機関に所属する方又は当該機関と契約を締結する方	○
	1 大学、大学に準ずる機関又は高等専門学校 2 上場企業等	
宗教	宗教法人に所属する方	○
報道	本邦に所属する機関のある全ての方 ※フリーランスで活動する方は除きます。	○
高度専門職	活動内容に該当するこの表のいずれかの在留資格において、オンラインで受付可能な対象範囲に該当する方	×
経営・管理	カテゴリ1又は2の機関に所属する方	○
法律・会計業務	全ての方	○
医療	全ての方	○
研究	カテゴリ1、2又は3の機関に所属する方	○
教育	次のいずれかの機関と契約を締結する方	○
	1 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）のうち下線のある機関 2 上場企業等	
技術・人文知識・国際業務	カテゴリ1、2又は3の機関に所属する方	○
企業内転勤	カテゴリ1、2又は3の機関に所属する方	○
介護	全ての方	○
興行	次のいずれにも該当する方	×
	1 次のいずれかに該当すること （1）在留資格「興行」に係る上陸基準省令2号ハ （2）在留資格「興行」に係る上陸基準省令3号 2 次のいずれかに該当すること （1）出演先等と直接契約を締結する方 （2）上場企業等と契約を締結し、かつ、当該機関から出演先等に派遣される方	

技能	カテゴリー1, 2又は3の機関に所属する方	○
特定技能	上場企業等に所属する方	×
技能実習 (企業単独型)	上場企業等に所属する方	○
技能実習 (団体監理型)	団体監理型実習実施者に所属する方 (※団体監理型の場合、オンラインでの申請は監理団体からのみ認められます。)	○
文化活動	次のいずれかの機関に所属する方	○
	1 大学, 大学に準ずる機関又は高等専門学校	
	2 ①日本又は外国の国・地方公共団体, ②独立行政法人, ③特殊法人・認可法人, ④日本の国・地方公共団体認可の公益法人, ⑤法人税法別表第1に掲げる公共法人	
	3 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中, 給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,500万円以上ある機関	
留学	大学, 大学に準ずる機関又は高等専門学校のうち, 申請時に疎明資料の提出を求められていない機関に在籍する方	×
研修	上場企業等に所属する方	×
家族滞在	次のいずれにも該当する方	○
	1 在留資格「留学」又は「文化活動」以外の在留資格をもって在留する方の扶養を受ける方 2 扶養者がオンラインでの対象範囲とされている方	
特定活動	次のそれぞれの告示に掲げる方	
	・告示3号(台湾日本関係協会職員及びその家族) 全ての方	○
	・告示4号(駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族) 全ての方	○
	・告示6号(アマチュアスポーツ選手) 上場企業等に所属する方	○
	・告示7号(アマチュアスポーツ選手の家族) 告示6号の方から扶養を受ける方	○
	・告示32号(外国人建設就労者) 上場企業等に所属する方	×
	・告示35号(外国人造船就労者) 上場企業等に所属する方	×
	・告示36号(特定研究等活動) 全ての方	○
	・告示38号(特定研究等活動家族滞在活動) 告示36号の方から扶養を受ける方	○
	・告示42号(製造業外国従業員受入事業における特定外国従業員) 上場企業等に所属する方	○
	・国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第16条の3第1項に規定する特定家事支援活動 上場企業等に所属する方	×
	・国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第16条の5第1項に規定する特定農業支援活動 上場企業等に所属する方	×
	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止策としての特例的取扱い(告示外) ①技能実習生で技能検定等を受検することができないために次段階の技能実習へ移行することができない方 ②技能実習2号を修了する方で、「特定技能1号」への移行のための準備が整っていない方 ③「技能実習」又は「特定活動(インターンシップ, サマージョブ, 外国人建設就労者, 外国人造船就労者, 製造業外国従業員)」での在留資格をもって本邦に在留中の方で, 本国への帰国が困難であるため, 従前と同一の受入機関及び業務での就労を希望する外国人	○
外交	対象外	—
短期滞在	対象外	—

(注)

1 次のいずれかに該当する企業等を対象とします。

- (1) 厚生労働省が所管する「ユースエール認定制度」において、都道府県労働局長から「ユースエール認定企業」として認定を受けているもの。
 - (2) 厚生労働省が所管する「くるみん認定制度」、「プラチナくるみん認定制度」において、都道府県労働局長から「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」として認定を受けているもの。
 - (3) 厚生労働省が所管する「えるぼし認定制度」、「プラチナえるぼし認定制度（令和2年6月施行）」において、都道府県労働局長から「えるぼし認定企業」、「プラチナえるぼし認定企業」として認定を受けているもの。
 - (4) 厚生労働省が所管する「安全衛生優良企業公表制度」において、都道府県労働局長から「安全衛生優良企業」として認定を受けているもの。
 - (5) 厚生労働省が所管する「職業紹介優良事業者認定制度」において、指定審査認定機関から「職業紹介優良事業者」として認定を受けているもの。
 - (6) 厚生労働省が所管する「製造請負優良適正事業者認定制度（GJ認定）」において、指定審査機関から「製造請負優良適正事業者」として認定を受けているもの。
 - (7) 厚生労働省が所管する「優良派遣事業者認定制度」において、指定審査認定機関から「優良派遣事業者」として認定を受けているもの。
 - (8) 経済産業省が所管する「健康経営優良法人認定制度」において、日本健康会議から「健康経営優良法人」として選定を受けているもの。
 - (9) 経済産業省が所管する「地域未来牽引企業制度」において、経済産業大臣から「地域未来牽引企業」として認定を受けているもの。
 - (10) 国土交通省が所管する「空港における構内の営業承認制度」において、地方航空局長又は空港事務所長から「空港管理規則上の第一類構内営業者又は第二類構内営業者」として承認を受けているもの。
 - (11) 消費者庁が所管する「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」において、内部通報制度認証事務局（※）から「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）登録事業者」として登録を受けているもの。
※ 消費者庁指定登録機関（公益財団法人商事法務研究会）内におかれるもの
- 2 上記認定等を受けていることを証明する認定証等の写しを提出してください。

(ご留意事項)

○が付された在留資格に係る申請の場合、オンラインシステム上での資料添付が可能です。
×が付された在留資格に係る申請の場合、申請受付番号（申請の翌日に送信されるメールに記載されています。）
に応じて、地方出入国在留管理官署に郵送又は窓口持参する必要があります。
提出先は、「添付資料 郵送・提出先一覧」を参照願います。